

盛岡市市税条例等の一部改正に係る今後の対応について

平成 28 年 6 月 9 日
財 政 部

1 趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、盛岡市市税条例等の一部を改正する必要があるが、平成28年5月25日開催の全員協議会で説明したところである。しかしながら、その一部には平成29年4月1日の消費税率10%への引上げを前提とした改正が含まれており、6月1日の首相の記者会見において、消費税率の引上げ時期を2年6月延期する正式表明があったことから、今後、国の動向を注視したうえで対応する必要性が生じたため、市議会6月定例会への提案を見送るものである。

2 提案を予定した改正内容

(1) 個人市民税関係

- ア 減額更正に係る延滞金の計算期間の見直し
- イ 特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例の新設

(2) 法人市民税関係

- ア 法人税割の税率の引下げ
【改正前】12.1% 【改正後】 8.4%
- イ 減額更正に係る延滞金の計算期間の見直し

(3) 軽自動車税関係

- ア 現行の軽自動車税を軽自動車税の種別割とする改正
- イ 3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割の創設
- ウ 軽自動車税に係る軽減措置の適用期限の1年延長

3 2のうち消費税率10%への引上げを前提とした改正内容

(1) 法人市民税関係（2（2）ア）

法人税割の税率の引下げ

(2) 軽自動車税関係（2（3）ア及びイ）

3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割の創設

4 今後の対応

今回の提案予定であった改正内容については、国の動向を確認したうえで年内に提案する方向で検討したい。